管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理番号 提案事項	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
050010	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条第1項第1号, 同第2号, 同第5号, 第73条第1項, 第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は，登記に関する手続の代理業務，書類作成業務及び相談業務をすることはできない。 また，違反者には刑罰が科される。	行政書士が受託した業務に付随(密接に関連)する場合に限り、行政書士が代理人として行う商業・法人登記業務を認めること。具体的には、司法書士法第73条を改正し・・・ただし、行政書士がその業務に付随して商業・法人登記業務を行う場合または他の法律に別段の定めがある場合はこの限りではない。とされたい。	①行政書士が行う許認可業務の要件は多岐に亘っており、その要件を充足できうる内容で商業・法人登記も行わなければならない。許認可に精通していない司法書士に、登記部分だけを委ねるよりも、当初から関与している行政書士が、その業務に付随する範囲内で商業・法人登記業務を行ったほうが、依頼者である国民の利便の増進とサービスの向上に資するはずである。この観点から前向きに検討されたい。 ②法務省は19年度の「あじさい月間」において、推進室からの「商業・法人登記に関する専門的知識を有していることを客観的に判断できれば、行政書士が商業・法人登記業務を行うことができると解して良いか。」との再々検討要請に対し「その具体的な方法が（司法書士）試験制度である。」と回答した。 しかし、現在司法書士の半数以上（9,000人）いるとされる認定司法書士は、司法試験を受けることもなく研修と効果測定だけで、従来、弁護士の専管業務であった簡裁での訴訟代理人となる地位を獲得している。 法務省の論理からすると、行政書士が商業・法人登記に関する研修を行い、効果測定で認定を得れば、その行政書士は商業・法人登記業務が可能となるはずであるから、この観点から前向きに検討されたい。	C	I	①本人が申請できない場合に，代理して商業・法人登記手続を行うことを業とする者には，会社法等の民事実体法はもとより，商業登記法や商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。 ②司法書士は，民法，民事訴訟法等の法律科目から出題される司法書士試験に合格しており，そもそも簡裁訴訟代理等関係業務を行う上での基礎的な法律知識を有していると評価することができるため，一定の研修を終了し，実務上必要となる知識や能力を習得していることが試験で確認された者は簡裁訴訟代理等関係業務という分野について，特に資格が付与されるのである。 しかし，行政書士については，現在の資格試験の状況を考慮すると，これが満たされているとはいえない。 よって，要望を認めることはできない。	貴省の回答によれば、「行政書士については，現在の資格試験の状況を考慮すると，これが満たされているとはいえない」とのことであるが、どのような要件を満たせば同等の資格試験と見なされるか、回答されたい。 また、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	①法務省は、お馴染みの「高度な知識専門的能力」の必要性を強調するが、登記申請書はA4一枚の定型化された書面であり、殊更に当て嵌めるには無理がある。要は、添付書類の定款・議事録等の中身の精査能力問題であり、行政書士は権利義務・事実証明書類作成の専門家として、50年以上携わってきているので、十分な能力がある(アンケート調査結果)と国民から認識されている。 ②行政書士の試験でも、商業・法人登記の基礎となる民法、会社法の知識は必須であり、試験に合格した者が更に研修を経て、商業・法人登記業務を行うこととするに不合理な点はない。京都府下を特区として行政書士による商業・法人登記の実証実験をすべきである。	C	I	【提案主体への回答】 ①商業・法人登記手続の代理を業とする者に要求される「高度な知識及び専門的能力」は，定款・議事録等の添付書類の精査能力だけでは不十分である。 ②民法・会社法の民事実体法の試験についても，試験における出題の趣旨，必要な理解度に差がある上，商業登記法や商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力を有しているか否かは判断できない。また，研修の受講のみをもって，商業・法人登記申請手続の代理を業とするのに必要な高度な知識及び専門的能力を有しているかどうか客観的に判断することはできないと考える。 ①及び②と，京都府下を特区とすることは結びつかないから，要望を認めることはできない。 【推進室への回答】 商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していることを客観的に判断することができる具体的な方法が，司法書士試験である。司法書士と行政書士試験とは，試験の目的からしてそもそも異なっており，司法書士試験合格以外の要件であって，それを満たすことによって同等の資格試験とみなすことのできる要件は考えられない。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	法務省が「能力担保＝司法書士試験」であると、数年来に亘って繰り返し回答することは、規制改革推進のための第2次答申「業務独占資格については、有資格者でないとできない業務範囲を可能な限り限定し、隣接職種の資格者にも取り扱わせることが適当な業務範囲については他の職種の参入も認めるなど、資格者の垣根を低くすることにより各種業務分野における競争の活性化を図る必要がある。各省庁は、国民生活の利便性の向上、当該業務サービスに係る競争の活性化等の観点から、所管する業務独占資格等について、業務独占規定、資格要件、業務範囲等の資格制度の在り方を更に見直す。」との趣旨を一顧だにしないものであり到底受け容れられない。	C	I	答申に基づいて，必要な検討等を進めていくという姿勢に変わりはないが，登記は国民の権利に多大な影響を及ぼすものであり，この登記手続を代理するには，高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので，それら高度な法律知識及び専門的能力を有していることを客観的に判断できない者が当該業務を行うことは，国民の権利の保全及び登記事務等の適正な運営の観点から認められない。		1040010	国民利便・負担軽減推進協議会	京都府	法務省
050010	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条第1項第1号, 同第2号, 同第5号, 第73条第1項, 第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は，登記に関する手続の代理業務，書類作成業務及び相談業務をすることはできない。 また，違反者には刑罰が科される。	行政書士が受託した許認可申請に伴う場合に限ってのみ、付随業務として行政書士に商業・法人登記業務を認容される措置。具体的内容については司法書士法第73条第1項但書『他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない』に応答した例外規定として、行政書士が付随業務として商業・法人登記を行うことができる旨を明文化する。	同様の要望に対する法務省の回答は、公共の福祉を理由とする職業活動の規制で、公共性の強い登記業務の適正な運営のためには、登記に関する専門知識を有する司法書士・弁護士に業務を集中させるべき必要性・合理性があると伺えるが、登記の本人申請が認められている以上一貫しない。本人の自由意思で代理人を決定したのであれば、許認可申請の一連作業の中で、少なくとも事案に精通した行政書士の登記申請は例外的に認められるべきであり、それまでも規制する許可制・資格制であるならば、自由に対する過剰な制限であろう。国民の利便向上への具体的方途を講じ、例えば、試験的に法務局の登記相談窓口の後見に付して行わせてはどうか。	C	I	本人に代わって商業・法人登記手続を行うことを「業」とする者には，会社法等の民事実体法はもとより，商業登記法や商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求されるのは当然であり，本人申請が可能であることによって規制が不合理になるものではない。 司法書士は，その資格の取得に係る試験において，会社法，商業登記法等商業登記に関するもの(書式作成を含む。)が多く出題されており，商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している代理申請人であると評価することができる。 しかし，行政書士については，現在の資格試験の状況を考慮すると，これが満たされているとはいえない。 よって，要望を認めることはできない。	貴省の回答によれば、「行政書士については，現在の資格試験の状況を考慮すると，これが満たされているとはいえない」とのことであるが、どのような要件を満たせば同等の資格試験と見なされるか、回答されたい。		C	I	【推進室への回答】 商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していることを客観的に判断することができる具体的な方法が，司法書士試験である。司法書士と行政書士試験とは，試験の目的からしてそもそも異なっており，司法書士試験合格以外の要件であって，それを満たすことによって同等の資格試験とみなすことのできる要件は考えられない。			C	I			1069010	個人	京都府	法務省
050010	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条第1項第1号, 同第2号, 同第5号, 第73条第1項, 第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は，登記に関する手続の代理業務，書類作成業務及び相談業務をすることはできない。 また，違反者には刑罰が科される。	行政書士業務に付随する商業・法人登記を行政書士が代理人として行うことを認めること。	行政書士は業務を通じ継続的に法人と接触しその実情をより了知しうる立場にあり、また相談業務等を通じ法人の実体形成過程に関与する。それを公示する登記は司法書士が一旦担当するが、改めて当該登記に関連する許認可手続きを行政書士が行う。形式的な職域を理由とするかかる一連業務の分断は、その不利益を国民に負担させていると言わざるを得ない。 またITの発達で登記申請の情報や書式が簡単に入手できる結果、申請数の実に20%を超える本人申請を許しながら（平成15年6月度の東京法務局への申請数）、他方で登記の公益性を担保するため代理人には高度な法律知識及び専門的能力が必要として、本人の責任において委任された行政書士の登記申請を1件たりとも許さないのはいかにも説得力を欠く。 従って、国民の利便性向上の観点から、行政書士業務に付随する商業・法人登記を行政書士が代理人として行うことを認めるよう要望する。	C	I	本人に代わって商業・法人登記手続を行うことを「業」とする者には，会社法等の民事実体法はもとより，商業登記法や商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求されるのは当然であり，本人申請が可能であることによって規制が不合理になるものではない。 司法書士は，その資格の取得に係る試験において，商法，会社法，商業登記法等商業登記に関するもの(書式作成を含む。)が多く出題されており，商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができるが，行政書士については，現在の資格試験の状況を考慮すると，これが満たされているとはいえない。 よって，要望を認めることはできない。	貴省の回答によれば、「行政書士については，現在の資格試験の状況を考慮すると，これが満たされているとはいえない」とのことであるが、どのような要件を満たせば同等の資格試験と見なされるか、回答されたい。 また、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	業として商業法人登記を扱う場合、一定の能力が要求されることは当然である。問題は、商業法人登記のすべてが高度な法的知識を要するものばかりではない。これは申請数の20%が登記の素人である本人申請である事実が正に商業法人登記のうち、多くの部分が容易にできる業務であることを示している。 そこで行政書士業務に関連する商業法人登記の内、行政書士が扱う業務をカテゴリー化すること、その業務について研修を行うこと、研修の受講者へは一定の認定資格を与えることとしそれ以外の行政書士は商業法人登記を扱えないこととすること、さらに行政書士試験に上記カテゴリーに対応した商業法人登記を加えることで十分対応できると考える。	C	I	【提案主体への回答】 登記手続の代理を業とする者に要求される専門的法律知識及び能力と本人申請の場合に本人である一般国民に求められる法律知識及び能力のレベルは当然に異なるのであるから，商業・法人登記における本人申請の割合と容易にできる業務かどうかということは，関係がない。 【推進室への回答】 商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していることを客観的に判断することができる具体的な方法が，司法書士試験である。司法書士と行政書士試験とは，試験の目的からしてそもそも異なっており，司法書士試験合格以外の要件であって，それを満たすことによって同等の資格試験とみなすことのできる要件は考えられない。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	専門的法律知識を有していることの客観的な判断基準が必要とのことであるが、行政書士試験科目に商業登記法を追加する件について回答を得ていない。少なくともこれに合格した者は商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していることを客観的に判断できるはずである。全国規模の規制改革要望で行った行政書士試験の科目への商業登記法の追加要望に対し、総務省から商業・法人登記手続を司法書士の専管業務から外せば追加が可能と解される回答を得ている。（管理番号5066001） そこで両省が協議のうえ、業務に関連する範囲の商業登記等必要な科目を行政書士試験に追加し、同範囲内の商業・法人登記業務を行政書士に開放するよう要望する。	C	I	行政書士試験の試験科目について，法務省は回答する立場にない。 なお，商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していることを客観的に判断するための具体的な方法は，商業登記法を所管している法務省が問題を作成し，実施している司法書士試験以外には考えられない。		1075010	個人	京都府	法務省
050010	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条第1項第1号, 同第2号, 同第5号, 第73条第1項, 第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は，登記に関する手続の代理業務，書類作成業務及び相談業務をすることはできない。 また，違反者には刑罰が科される。	行政書士が受託した許認可申請に伴う場合に限ってのみ、付随業務として行政書士が商業・法人登記業務を認容される措置。具体的内容については司法書士法第73条第1項第1号の但書において、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りではない。との規定に行政書士が付随業務として商業・法人登記を行う事を明文化する。	1、本要望は各方面から再三再四にわたり、強く要望が出されているところであるが、法務省の認めない理由として、その能力担保を司法書士試験のみに限定している。これは始めから「結論」ありきで、国が推し進めている司法制度改革や隣接法律専門職の垣根の撤廃論、業務の相互乗入れなどの規制緩和に逆行しており、どのように検討すれば国民の利便性向上に繋がるかという姿勢が全く感じ取れない。 2、そもそも我が国は1872年の司法職務定制によって「証書人」「代言人」「代書人」制度を誕生させた。「代書人」は1919年に行政代書人、司法代書人に分化し、その後の経緯を経て現在の行政書士、司法書士に至っているが、それは利用者の国民の観点からではなく、あくまでも行政の割拠主義や縦割行政が起因で省益優先の省庁の既得権益に他ならない。行政書士と司法書士の業務問題や共通事務が現存することが、それを如実に表している。 3、法務省は国民の利便性から再考し、行政書士の業務実態を把握した上で、行政書士に業務遂行能力があるか否かを京都府において一定期間、実証実験を行えるよう商業・法人登記業務の開放措置を講じるべきである。	C	I	本人に代わって商業・法人登記手続を行うことを「業」とする者には，会社法等の民事実体法はもとより，商業登記法や商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求されるのは当然であり，本人申請が可能であることによって規制が不合理になるものではない。 司法書士は，その資格の取得に係る試験において，会社法，商業登記法等商業登記に関するもの(書式作成を含む。)が多く出題されており，商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している代理申請人であると評価することができる。 しかし，行政書士については，現在の資格試験の状況を考慮すると，これが満たされているとはいえない。 よって，要望を認めることはできない。	貴省の回答によれば、「行政書士については，現在の資格試験の状況を考慮すると，これが満たされているとはいえない」とのことであるが、どのような要件を満たせば同等の資格試験と見なされるか、回答されたい。		C	I	【推進室への回答】 商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していることを客観的に判断することができる具体的な方法が，司法書士試験である。司法書士と行政書士試験とは，試験の目的からしてそもそも異なっており，司法書士試験合格以外の要件であって，それを満たすことによって同等の資格試験とみなすことのできる要件は考えられない。			C	I			1114010	個人	京都府	法務省
050010	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条第1項第1号, 同第2号, 同第5号, 第73条第1項, 第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は，登記に関する手続の代理業務，書類作成業務及び相談業務をすることはできない。 また，違反者には刑罰が科される。	行政書士が受託した許認可申請に伴う場合に限ってのみ、付随業務として行政書士が商業・法人登記業務を認容される措置。具体的内容については司法書士法第73条第1項第1号の但書において、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りではない。との規定に行政書士が付随業務として商業・法人登記を行う事を明文化する。	行政書士業務である会社設立時における定款作成は、商法、会社法の理解が必須であり、行政書士試験科目においては当該法より出題されている。その結果である登記申請を行政書士が行うことは困難なことではなく国民の負担軽減にも繋がる。先に法務省により行われた、商業・法人登記業務の実態調査に関するアンケート結果では、国民は行政書士の商業・法人登記に関連する業務に満足しており、これは行政書士が専門的能力を有していると認めている事である。さらなる能力担保措置としては、行政書士法第13条の2により法定されている「研修責務」の強化を図り、能力認定制度導入等を検討すればよい。以上の観点から要望する。	C	I	商業・法人登記手続を代理して行うには，会社法等の民事実体法はもとより，商業登記法や商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。 司法書士は，その資格の取得に係る試験において，会社法，商業登記法等商業登記に関するもの(書式作成を含む。)が数多く出題されており，商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができるが，行政書士については，現在の資格試験の状況を考慮すると，これが満たされているとはいえない。 よって，要望を認めることはできない。	貴省の回答によれば、「行政書士については，現在の資格試験の状況を考慮すると，これが満たされているとはいえない」とのことであるが、どのような要件を満たせば同等の資格試験と見なされるか、回答されたい。 また、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	商業・法人手続は、必ずしも専門知識を有していない本人申請が可能な現状であることを踏まえ、会社設立業務に関わる頻度の高い行政書士においては、試験科目にないことの能力担保措置として能力認定制度の導入等の検討をされることを要望します。	C	I	【提案主体への回答】 登記手続の代理を業とする者に要求される専門的法律知識及び能力と本人申請の場合に本人である一般国民に求められる法律知識及び能力のレベルは，当然に異なる。 よって，要望を認めることはできない。 【推進室への回答】 商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していることを客観的に判断することができる具体的な方法が，司法書士試験である。司法書士と行政書士試験とは，試験の目的からしてそもそも異なっており，司法書士試験合格以外の要件であって，それを満たすことによって同等の資格試験とみなすことのできる要件は考えられない。			C	I			1115010	個人	京都府	法務省

管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
050010	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条第1項第1号，同第2号，同第5号，第73条第1項，第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は，登記に関する手続の代理業務，書類作成業務及び相談業務をすることはできない。 また，違反者には刑罰が科される。	行政書士が受託した業務に付随する範囲内において、行政書士に商業・法人登記業務を開放すべきである。	法人を設立する場合、その事業において営業許可等の許認可を必要とする場合が多く、複雑な許認可要件（例えば資本金の財産的要件、役員の資格要件等）を理解し、要件を満たした内容で登記をする必要がある。また登記事項を変更する場合でも変更内容の判断を誤れば、既に取得していた許認可の要件を欠き、許認可取り消しの対象となる。全国の司法書士の数が18,818人、これに対して行政書士は39,435人（H19.10.01現在）となっており、倍以上の行政書士が全国に存在するにもかかわらず、許認可に精通しない司法書士のみが商業・法人登記業務を独占業務とすることは、国民にとって事業の断念、登記のやり直しによる手間と費用の増大等の不利益をきたす恐れがある。	C	I	商業・法人登記手続を本人に代理して行う者には，会社法等の民事実体法はもとより，商業登記法や商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。 司法書士は，その資格の取得に係る試験において，会社法，商業登記法等商業登記に関するもの（書式作成を含む。）が多く出題されており，商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができるが，行政書士については，現在の資格試験の状況を考慮すると，これが満たされているとはいえない。 よって，要望を認めることはできない。	貴省の回答によれば、「行政書士については，現在の資格試験の状況を考慮すると，これが満たされているとはいえない」とのことであるが、どのような要件を満たせば同等の資格試験と見なされるか、回答されたい。 また、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	行政書士試験の科目に会社法は含まれています。また商業登記法等に関する科目については、各都道府県の行政書士会を通じて、会員に対する研修を実施することで能力担保は十分に可能です。そもそも全国の法務局において、素人である国民が窓口相談を受ける程度で本人申請が可能であるにもかかわらず、高度な知識及び専門的能力がなければ出来ないと主張するのは、理由にならないと考えます。行政書士ならば、民間業者が販売する実務書を用いても正確な登記手続きをする能力は十分にあります。許認可に精通する行政書士が業務に付随する登記手続きを代理することで国民の利便性が向上する以上、法務省には真摯に再検討していただくことを求めます。	C	I	【提案主体への回答】 会社法についても，試験における出題の趣旨，必要な理解度に差がある上，商業登記法や商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力を有しているか否かは判断できない。また，商業・法人登記申請手続の代理を業とするのに必要な高度な知識及び専門的能力を有しているかどうかということは，研修の受講のみをもって，客観的に判断することはできないと考える。 なお，登記手続の代理を業とする者に要求される専門的法律知識及び能力と本人申請の場合に本人である一般国民に求められる法律知識及び能力のレベルは，当然に異なる。 よって，要望を認めることはできない。 【推進室への回答】 商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していることを客観的に判断することができる具体的な方法が，司法書士試験である。司法書士と行政書士試験とは，試験の目的からしてそもそも異なっており，司法書士試験合格以外の要件であって，それを満たすことによって同等の資格試験とみなすことのできる要件は考えられない。			C	I			1123010	個人	京都府	法務省
050010	行政書士へ法人登記の開放	司法書士法第3条第1項第1号，同第2号，同第5号，第73条第1項，第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は，登記に関する手続の代理業務，書類作成業務及び相談業務をすることはできない。 また，違反者には刑罰が科される。	登記業務は、司法書士でないと業務委任が受けられない制度になっておりますが、登記と行政庁の許認可業務が一体に行う事件については、付随業務として行政書士が法人登記申請の代理権を付与して、法人設立の利便を図られたい。	現在、建設業は苦境にあり廃止、新設が繰り返し行われる状況にあり、法人が解散すればその一部役員が新会社を設立します、この場合国及び都道府県への建設業許可申請の前段で会社を設立する定款の作成を行政書士が行い、法人登記申請は本人が法務局の指導を受けて行う（行政書士が説明・助言をします。）、登記事項証明を添付して建設業許可を得て営業します。 法人設立者は、時間的にも金銭的にも恵まれない状況の段階でのスタートであり、司法書士に委任する経済的余裕も時間的余裕もありません、建設業の特に不況地帯を特例として、行政書士に開放いただければ安価でしかも適切な業務が促進できるので、優れた法人が誕生し建設業の発展につながります。	C	I	商業・法人登記手続を代理して行うには，会社法等の民事実体法はもとより，商業登記法や商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。 司法書士は，その資格の取得に係る試験において，会社法，商業登記法等商業登記に関するもの（書式作成を含む。）が多く出題されており，商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができるが，行政書士については，現在の資格試験の状況を考慮すると，これが満たされているとはいえない。 したがって，行政書士が商業・法人登記業務を行うことが，「適切な業務」に結びつくとは考えられない。 なお，商業・法人登記申請を，本人が法務局の説明を受けて行うことに問題はないが，法務局又は地方法務局に提出する書類等の作成について，業として相談に応じること（司法書士法第3条第5項）は，司法書士法第73条第1項に該当し，禁止されている。 よって，要望を認めることはできない。	貴省の回答によれば、「行政書士については，現在の資格試験の状況を考慮すると，これが満たされているとはいえない」とのことであるが、どのような要件を満たせば同等の資格試験と見なされるか、回答されたい。		C	I	【推進室への回答】 商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していることを客観的に判断することができる具体的な方法が，司法書士試験である。司法書士と行政書士試験とは，試験の目的からしてそもそも異なっており，司法書士試験合格以外の要件であって，それを満たすことによって同等の資格試験とみなすことのできる要件は考えられない。			C	I			1124010	個人	兵庫県	法務省
050020	士業の規制緩和と再構築	司法書士法第3条第1項第1号，同第2号，同第5号，第73条第1項	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は，登記に関する手続の代理業務，書類作成業務及び相談業務をすることはできない。	司法書士・行政書士業務の規制緩和	各士業が、法定業務範囲の垣根を下げなければ広く社会の需要に対応できない。行政機関に生活保護を申請するのは行政書士の独占業務。されど司法書士が破産の申立書を作成し、破産宣告を受け、生活保護申請となった場合、司法書士は関与出来ない。規制改革すれば、一連の手続を一人の士業に依頼出来る。商業登記制度を含め、行政書士、司法書士両制度の職務範囲を利用者たる国民の目線で規制改革すべし。両制度の統合も良い。申請官庁が異なるだけの二つの書士制度は国民に混乱を招き不要だ。必要性を説くのは各士業の縄張り意識のみ。国民の利便の観点から検討することを要望する。	C	I	裁判所に提出する書類を作成するには，民法等の民事実体法はもとより，民事訴訟法等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。 司法書士は，その資格の取得に係る試験において，破産手続開始の申立て等裁判所に提出する書類を作成するための専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができるが，行政書士については，現在の資格試験の状況を考慮すると，これが満たされているとはいえない。 よって，要望を認めることはできない。	貴省の回答によれば、「行政書士については，現在の資格試験の状況を考慮すると，これが満たされているとはいえない」とのことであるが、どのような要件を満たせば同等の資格試験と見なされるか、回答されたい。		C	I	【推進室への回答】 商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していることを客観的に判断することができる具体的な方法が，司法書士試験である。司法書士と行政書士試験とは，試験の目的からしてそもそも異なっており，司法書士試験合格以外の要件であって，それを満たすことによって同等の資格試験とみなすことのできる要件は考えられない。			C	I			1048010	個人	京都府	総務省 法務省
050030	土地家屋調査士会特区	土地家屋調査士法第9条第1項，第13条第1項，第47条第1項，第52条，第68条，第73条第1項	土地家屋調査士は，その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域ごとに，会則を定めて，一個の調査士会を設立しなければならない。 調査士となる資格を有する者が調査士となるには，調査士会連合会に備える名簿の登録を受けなければならず，この登録の申請をする者は，申請と同時に調査士会に入会する手続をとらなければならない。 調査士会に入会していない調査士が調査士業務を行うことはできない。	複数の土地家屋調査士会の設立が可能とする特区	①調査士会は単に会員の指導・連絡のみをしている訳でなく、現実に、境界問題に関するADRをしていたり、ADR認定の特別研修の協力機関であったりしている。前者はいたって不熱心で、後者は独自の規制をしたりして、大変腐っているため、新たな会が必要とする。②松江地方法務局の管轄区域である。③法務省当局がきちんとした指導をしていない以上、新たな調査士会の創設が必要である。④ ①に関し後者のは確かに改善したが、責任者は役員としてとどまり、指摘した者は再任を拒否するなど、腐った会は今も継続し、今後も新たな事態が生じるたびに、新たな誤ったことがなされ、まともな会員は多大な迷惑となる。前者については、まともな会員の権利は侵害されたままである。また、利用者であるべき国民も多大な損失が生じている。⑤弁護士会などは1個とは規定されていなく、調査士会のみが1個である根拠はまことに乏しい。⑥会員の指導が別個であることに当局には疑念があるようであるが、「悪貨が良貨を駆逐しても」同一の指導である方が良いとすることは、会員のためでもなく、国民のためでもない、単なる当局のご都合主義でしかない。2個の調査士会があることで、国民のためになるのであれば、規制を緩和する価値は大きい。⑦ 2個の調査士会が存在しても、いずれも連合会に加入するわけで、基本的な会員への指導め連絡が異なる訳でなく、当局の監督も受けるので、弊害が生じるあそれはなく、生ずるとすれば、①の後者のとおり現在も生じている訳で、それに対して内部からの指摘がなければ、放置している訳で、強制加入の単位会制度をやめる以外に弊害の除去はできない。	C	I	①会の運営に関することであり，会（会員）の自主決定による。③法務局の指導と新たに会を創設することとは関係ない。④①に同じ。⑤他資格の会の事情は直接関係しない。⑥会員の都合によって，別の会が設立されるのであれば，会の乱立を招き，ひいては国民の利便がかえって阻害される。⑦「基本的な会員への指導及び連絡」が異ならないのであれば，複数の会を設立する必要がない。 よって，要望を認めることはできない。	土地家屋調査士法第47条において、「一個の調査士会を設立しなければならない」と規定されている理由を明確にご教示いただきたい。		C	I	【推進室への回答】 土地家屋調査士の業務は不動産に係る国民の権利の明確化に密接に関連しており，極めて公共性が高いものであるから，公共的性質を有する調査士が，自律的に品位を保持し，資質の維持・向上を図るために，調査士会が会員の指導及び連絡を行う必要がある。 しかし，一管轄区域に複数の会の設立を認めた場合，会の自律機能が弱まり，目的とする会員の品位の保持及び業務の改善進歩が達成困難になるおそれが生じ，かつ，会への連絡に要する費用も手間も増大するなど，結果として制度の趣旨と合致しない状況を生じるおそれがある。 したがって，「一個の調査士会を設立しなければならない」と規定しているところである。			C	I			1041010	個人	島根県	法務省
050040	戸籍事務を取り扱うことができる職員の範囲	戸籍法第1条 地方自治法第154条	戸籍事務は，市町村長がこれを管掌するとされており（戸籍法第1条），その指揮監督の下に補助機関である職員をしてその処理につき補助させることができるとされている（地方自治法第154条）。	戸籍事務の取扱いを正職員のほか、再任用職員および任期付職員においても取り扱うことができるよう措置を求める。	戸籍事務を正職員以外の者が取り扱うことは、「戸籍届出の受理や謄本の交付等は、行政処分であるため、民間事業者に守秘義務等の一定の要件を課したとしても、戸籍事務管掌者の指揮監督下にある吏員以外の者が行うことができないと考える。」との回答（地域再生：第1次提案）にあるように、戸籍事務管掌者たる市長の指揮監督のもと、正職員が実施しなければならないと解釈しているところである。 今後、本市の駅前サービスコーナーにおいて、戸籍の謄抄本等の交付請求に応ずるか否かの行政行為（公証）を正職員以外の次の職員に行わせることができるよう取組みを進めているところであり、当該職員が交付請求に応ずるか否かの行政行為を実施できるよう措置を求める。 ・地方公務員法第28条の4の常勤再任用職員、同法第28条の5の短時間再任用職員 ・地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条の職員、同法第5条の短時間勤務職員の職員	D	－	戸籍事務は，市町村長がこれを管掌するとされているが（戸籍法第1条），戸籍事務管掌者である市町村長が戸籍事務のすべてを処理することは不可能であるため，その指揮監督の下に補助機関である職員をしてその処理につき補助させることができるとされている（地方自治法第154条）。再任用職員及び任期付職員については，正職員と同様，地方公務員法上の規定が適用され，地方自治法上の補助機関である職員であることに変わりはないため，これらの職員が戸籍事務を取扱うことについて制限はない。			D	－				D	－			1008010	大東市	大阪府	総務省 法務省
050050	地方税徴収業務の民間開放（徴収関連業務）	弁護士法第72条，第77条第3号	弁護士でない者は，報酬を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また，その違反者には刑罰が科される。	地方自治法、地方自治法施行令、地方税法その他法令の改正において、公金の徴収若しくは収納の権限についての規制緩和措置を設けていただきたい。	地方公共団体では、各種税および国民健康保険税（料）の滞納率が上昇傾向にある。さらには、2007年問題に見られる職員数の低下への対策として、事業のスリム化へが進められている。このような状況の中で、各団体では管理職の戸別訪問等の滞納対策を実施しているが、高い効果が見込まれていない。 このような状況の中で、収納率向上を図る改善策として、地方税法上の「督促」行為の民間開放を提案する。 これにより、収納率の向上と2007年問題への対策が見込める。	C	I	弁護士法第72条が無資格者による他人の法律事務への介入を禁じている趣旨は，そのような行為が当事者の利益を損ない，法律秩序を害するおそれがあるからである。特に，債権回収の場面では債務者の利益を害する場面が少なくない。地方税徴収は，公権力の行使に関する事務であり，中立公正で公平な処理が強く求められることから，これを民間業者に委託することは適当でない。また，地方税の滞納は，単に経済的な理由による場合だけでなく，税額の算定方法や減免・控除の有無など種々の点において争いがある場合も少なくなく，事件の紛争性の度合いが類型的に大きいと考えられるから，そのような事件を民間業者に委託することは，国民の利益を害するおそれがある。	弁護士法の観点から回答いただいたところであるが、地方税徴収についても、地方税法等において民間事業者への委託が可能である旨が明記された場合には、徴収ができると解してよいか。 また、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	本要望事項を実施するに当たり、地方公共団体が民間委託の履行状況をチェックする仕組みを設ける等の工夫を検討することにより、公平性は確保されるものと考える。	C	I	弁護士法第72条ただし書きによれば，「他の法律に別段の定めがある場合」には例外が認められる。この例外を許容するには，その必要性が認められるだけでなく，当事者の利益を損なうおそれや法律秩序を害するおそれといった弊害を防止するための厳格な担保措置が講じられていることが必要である。地方税の徴収業務は，民法・行政法を始めとする基本法の知識はもとより，他税との関係，私債権との優劣など各種法令に基づく専門的知識をも含む十分な知識や専門的能力が必要とされるだけでなく，公権力の行使に関する事務として中立公正で公平な処理が求められるのであるから，高い倫理規範も必要とされる。この地方税徴収業務の性質，内容に照らすと，上記知識・能力や倫理を担保する厳格な措置が講じられる必要がある。このような制度的担保なくして民間業者に委託するときは，誤った理解に基づき支払交渉等を行い，債務者も誤解したまま，その後の手続が続行するなど，債務者に不測の不利益が及ぶおそれがあり，ひいては徴税制度に対する信頼を損ない，法律秩序が害されるおそれがある。ご指摘のような事後的チェックによっては，徴収業務の中立公正で公平な処理が制度的に担保されると認められるか疑問がある上，上述の知識，専門的能力及び倫理についての制度的な担保措置が十分でない。			C	I			1073050	株アイネス	東京都	総務省 法務省

管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
050050	地方税滞納処分業務のうち、督促、第三者への質問検査・差押の各権限の民間事業者への授権	弁護士法第72条，第77条第3号	弁護士でない者は，報酬を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また，その違反者には刑罰が科される。	①税目により異なるが、市町村税を例とすれば、 地方税法第298条（質問検査権）、第329条（督促）、第331条（差押、交付要求、参加差押）、第333条・国税徴収法141条（滞納処分に関する質問検査権）について、民間にも授権できる旨の規定を置く。 ②督促状において、民間による調査を拒絶し、捜索権限まで有する徴税吏員による滞納処分を選択することができる旨を記載し、滞納者の申し出により選択させる。滞納者の申し出がなければ民間による調査に同意したものとして扱う。 ③民間の調査・差押を実施する範囲について、国税徴収法第141条二～四までとし、滞納者本人への調査及びこれに伴う差押は授権しない（なお、必要であれば国税徴収法施行令第十三条第一項の特殊関係者への調査・差押も除く）。これにより、滞納者本人への直接接触を回避し、トラブルを防止する。また、調査の相手方を官公庁や金融機関等、勤務先など、一定の法的知識などを有する第三者にすることで、職権濫用や違法行為、その他各種トラブルの抑制も十分期待できることとなる。	地方税徴収業務では徴税費用が増嵩し、また近年は時効欠損を漫然と放置したとして首長が敗訴する裁判事例も登場しており、滞納対策が法的にも道義的にも喫緊の課題である。 時効中断には主として督促か差押を行う必要があるが、督促は一度だけとされ、その後は主として差押によらざるを得ない。このため、滞納者の所在確認や財産調査など徴収業務のノウハウを有し、機動的かつ柔軟な対応が可能な民間事業者に差押権限までを授権すべきである。 ところが、地方税法上は督促も差押も徴税吏員にのみ授権され、民間への授権は困難である。 しかし、滞納処分といえども行政上の義務履行確保手段の一つであり、その制度設計は立法政策上の問題に過ぎない（その証左に、非公務員型独立行政法人や認可法人、さらには株式会社に対し滞納処分権限を授権する立法例が20事例以上も存在する）。また、差押の本質は滞納者の財産の保全に他ならず、その剥奪ではないことを考えれば、滞納処分権限の全てではなくとも、督促・質問検査・差押の民間授権は可能なはずである。 罰則付調査権を根拠に民間授権を否定する見解もあるが、質問検査権自体は任意調査権であるし、罰則は最判昭45.12.18によれば公務執行妨害罪の補充的規定とされるが、本体たる公務執行妨害罪は民間事業者でもみなし公務員規定で成立しうるところ、補充的規定は民間不可というのは、判例との整合性に疑問がある。 なお、本人（黙示）同意のもと、官公庁・金融機関などに対してのみ調査及び差押を行うなど、授権にあたっては当然ながらスキームの工夫を行うものである。これにより、毎年徴収コストが少なくとも2,600億円削減され、徴収額が1兆1,600億円増加する。	C	Ⅰ	弁護士法第72条が無資格者による他人の法律事務への介入を禁じている趣旨は，そのような行為が当事者の利益を損ない，法律秩序を害するおそれがあるからである。特に，債権回収の場面では債務者の利益を害する場面が少なくない。地方税徴収は，公権力の行使に関する事務であり，中立公正で公平な処理が強く求められることから，これを民間業者に委託することは適当でない。また，地方税の滞納は，単に経済的な理由による場合だけでなく，税額の算定方法や減免・控除の有無など種々の点において争いがある場合も少なくなく，事件の紛争性の度合いが類型的に大きいと考えられるから，そのような事件を民間業者に委託することは，国民の利益を害するおそれがある。	弁護士法の観点から回答いただいたところであるが、地方税徴収についても、地方税法等において民間事業者への委託が可能である旨が明記された場合には、徴収ができると解してよいか。		C	Ⅰ	弁護士法第72条ただし書きによれば，「他の法律に別段の定めがある場合」には例外が認められる。この例外を許容するには，その必要性が認められるだけでなく，当事者の利益を損なうおそれや法律秩序を害するおそれといった弊害を防止するための厳格な担保措置が講じられていることが必要である。地方税の徴収業務は，民法・行政法を始めとする基本法の知識はもとより，他税との関係，私債権との優劣など各種法令に基づく専門的知識をも含む十分な知識や専門的能力が必要とされるだけでなく，公権力の行使に関する事務として中立公正で公平な処理が求められるのであるから，高い倫理規範も必要とされる。この地方税徴収業務の性質，内容に照らすと，上記知識・能力や倫理を担保する厳格な措置が講じられる必要がある。このような制度的担保なくして民間業者に委託するときは，誤った理解に基づき支払交渉等を行い，債務者も誤解したまま，その後の手続が続行するなど，債務者に不測の不利益が及ぶおそれがあり，ひいては徴税制度に対する信頼を損ない，法律秩序が害されるおそれがある。			C	Ⅰ			2001010	市場化テスト推進協議会	東京都	総務省 法務省
050060	入国管理行政	出入国管理及び難民認定法第2条の2 別表	我が国は政府の方針として、専門的、技術的分野における外国人労働者については積極的に受入れることとし、いわゆる単純労働者については受入れを認めていない。	外国人の単純労働者の受入れ	現在、就労目的でありながら、結婚や留学のビザを持って日本に入国する外国人が少なくないと考える。一方、このような目的を偽って入国する外国人の労働力が不可欠な業種もあると思われる。このような不正目的の外国人は自身が不正であるとの認識があるから、納税をすることもないし、雇入れ側も、弱みに付け込んで付与しなくてはならない福利厚生を施さなかったり賃金の未払いをしたりすることがあるようである。80兆円もの国債のある我が国であるから、せっかくの労働者を正規に認め、税収を増やすことが必要であると考える。	C	Ⅰ Ⅲ	我が国は政府の方針として、専門的、技術的分野における外国人労働者については積極的に受入れることとし、いわゆる単純労働者については受入れを認めていない。 なお、当省においては、「第3次出入国管理基本計画」において、現在では、専門的、技術的分野に該当するとは評価されていない分野における外国人労働者の受入れについて着実に検討していくこととしているが、その際には、新たに受入れを検討すべき産業分野や日本語能力などの受入れ要件を検討するだけでなく、その受入れが我が国の産業及び国民生活に与える正負両面の影響（例えば、治安、労働市場、産業発展・構造転換、社会的コスト等に与える影響）を十分に勘案する必要があると考えており、いずれにしても、関係機関等との十分かつ慎重な議論なくして容易に結論を出すべき課題ではないと認識している。			C	Ⅰ Ⅲ				C	Ⅰ Ⅲ			1027020	個人	東京都	警察庁 法務省 厚生労働省
050070	留学・研修経験のある外国人医師のへき地医療特区又はへき地における規制緩和	出入国管理及び難民認定法第2条の2 別表 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	在留資格「医療」は、医師、歯科医師その他法律上資格を有する者（薬剤師、保健師、助産師等）が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動を行う外国人に許可される。 なお、「医師、歯科医師」とは、日本の医師法又は歯科医師法によって医療活動を行うことができる医師、歯科医師を指し、また、「その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務」とは、我が国の法律で特定の資格を有する者のみが行うことができる医療関係の業務を指す。	日本に留学・研修した経験のある、日本の医師と同等の技能を有する外国人医師が、へき地等の医師不足地域において医療行為に従事することを可能にする。	地方における医師確保は医師不足地域において、優先度の最も高い政策課題の1つとなっている。特に、医師の専門医志向や大病院志向による都市部への集中、卒後臨床研修導入後の研修医の都市部への流出などの影響で、医師の偏在が拡大しており、へき地等の条件不利地域における医師不足の状況は悪化の一途をたどり、勤務医の就業条件は過酷を極めているとともに、地域住民への医療供給体制に重大な影響が生じている。 現在、日本の医師免許をもたない外国人医師は、日本国内での医療行為は認められていない。一方、日本は、毎年多くの医療技術を学ぶ外国人留学生、研修生を受け入れており、日本の生活文化や医療環境に慣れ親しんだ経験を持つ外国人医師が、世界各国で医師として活躍しているが、これらの留学経験等のある医師は、日本の医療環境にも適応でき、へき地医療拠点病院等においても地域医療を担う医師としての活躍が期待できる。 医師は、高度な専門的知識、技能を有することを求められるため、日本で医療活動を行うにあたっては、日本の専門医に相当する医療技術を有することについて、医療関係者による評価を行うことにより、医療技術を担保する。 現在国では、緊急臨時的な医師派遣制度を構築するなど、地方の医師不足解消に御尽力いただいているが、「臨時的」である上に、派遣人数についても限定された人数となっている。 本特区もしくは規制緩和の実施を行うことで、へき地等における医師不足解消の一助となることが期待される。 （別紙　補足資料あり）	C	Ⅰ Ⅲ	当省では、いわゆる高度人材の受入れ促進を図る観点から、平成18年3月、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の一部を改正し、「医療」の在留資格に係る上陸許可基準における外国人医師の就労制限（就労期間、就労可能地域等）を撤廃しているところ、本件要望にある日本の医師免許を持たない外国人医師の就労の問題については、医療制度所管省庁において検討すべきものである。	貴省の回答によれば、「日本の医師免許を持たない外国人医師の就労の問題については、医療制度所管省庁において検討すべきものである。」とのことであるが、医療制度所管省庁での検討を尊重して、必要であれば、法令等を改正すると解してよいか確認されたい。		C	Ⅰ Ⅲ	所管省庁の検討結果を踏まえて、在留管理上問題のない方法での受入れについて検討することとなる。			C	Ⅰ Ⅲ			1024010	新潟県	新潟県	法務省 厚生労働省
050080	先端医療広域連携（クラスター）特区実現のための規制緩和（医療従事者の資格（外国人医師等）の医療従事制限の緩和）	出入国管理及び難民認定法第2条の2 別表 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	在留資格「医療」は、医師、歯科医師その他法律上資格を有する者（薬剤師、保健師、助産師等）が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動を行う外国人に許可される。 なお、「医師、歯科医師」とは、日本の医師法又は歯科医師法によって医療活動を行うことができる医師、歯科医師を指し、また、「その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務」とは、我が国の法律で特定の資格を有する者のみが行うことができる医療関係の業務を指す。	先端医療広域連携（クラスター）特区で、先端医療に関する研究開発と臨床試験／治験に特化した病院／研究所／大学院大学から成るアジアにおける先端医療ハブを産学官民連携で運営し、ロボット医療／バイオ医療を中心として、高齢化社会における医療崩壊を解決可能な、先端医療の実用化を促進する。そのためには、外国人医師による高度医療の研究または研修を可能とし、日本人医師の管理下で医療行為を認めることが必要である。	医療技術の迅速な発展にもかかわらず、高齢化社会における新たな難病や生活習慣病の出現により、生活の質が脅かされている。同時に医療従事者の不足や保険制度の不安定化などによる医療崩壊の到来により、医療システムの改革が求められている。先端医療の研究開発と迅速な実用化は、上記の問題を解決するために必須であり、臨床試験／治験に特化した医療を行なう先端医療病院はアジアにおける学際的ハブセンターとしてきわめて重要である。私どもはロボット技術を病院に導入し、先端医療病院の一部をロボット化病院とし、ロボット医療／バイオ医療を中心とした先端医療の研究開発と臨床試験／治験を迅速に推進し、医療／産業／社会のそれぞれに貢献する。コアとなる病院／研究所／大学院大学はスリム化し、1都道府県にとどまらずに最適の連携機関と広域連携し、特区における規制緩和の基で、研究開発と実用化を迅速に行なう。本事業により、1）未認可薬、医療技術の迅速な実用化　2）高度技術を有する医療従事者の育成　3）ベンチャー企業を含む新産業の創成　4）新しい医療システムの構築　5）保険制度の安定化　などの効果が国内的に認められ、また国際的にはアジアにおける先端医療ハブとして海外からの患者、外国人医療従事者の窓口として、国際競争力を有する医療機関としての知名度が上がると考えられる。	C	Ⅰ Ⅲ	現行制度上、我が国の医師法、歯科医師法に基づく国家資格を持たない外国人が医療行為を行うことはできないので、医療制度を所管する省庁において検討すべきである。			C	Ⅰ Ⅲ				C	Ⅰ Ⅲ			1083013	特定非営利活動法人先端医療推進機構	愛知県	法務省 厚生労働省
050090	在住外国人の永住許可にかかる必要年数の短縮	出入国管理及び難民認定法第22条 永住許可に関するガイドライン	永住許可については、法律上の要件として、「素行善良であること」、「独立生計維持能力を有すること」のほか、「その者の永住が日本国の利益に合すると認められること」としており、その基準として、原則として引き続き10年以上本邦に在留していることとしているが、その特例として、（1）日本人、永住者及び特別永住者の配偶者の場合、実態を伴った婚姻生活が3年以上継続し、かつ、引き続き1年以上本邦に在留していること。その実子等の場合には1年以上本邦に継続して在留していること。（2）「定住者」の在留資格で5年以上継続して本邦に在留していること。（3）難民の認定を受けた者の場合、認定後5年以上継続して本邦に在留していること。（4）外交、社会、経済、文化等の分野において我が国への貢献があると認められる者で、5年以上本邦に在留していること、としている。さらに、上記（4）については、「我が国への貢献があると認められる者への永住許可のガイドライン」をもって、許可及び不許可事例を公表している。	永住許可に関するガイドラインで定められている外国人の永住許可にかかる本邦での在留期間について、地域への貢献実績があり、かつ日本語能力を有し、経済的に自立しているなどの一定の要件を満たしている場合、現行の10年以上から5年以上に短縮する。	長浜市は、外国人住民の人口比率が全体の約5%を占め、全国でも有数の外国人居住都市であり、文化や習慣の違い、言葉の壁による、地元住民とのトラブルや心理的な隔たりの解消は、市が抱える重要かつ喫緊課題となっている。社会のグローバル化の進展により、今後も在住外国人の増加が予想されるなか、外国人と地元住民との隔たりを解消し、お互いが地域コミュニティを支える市民という認識に立った多文化共生のまちづくりを推進する必要があり、具体的には、 ①地域への出前講座として外国語教室を実施している ②外国人児童を対象とした初期指導教室を実施している ③外国人向けの生活情報誌を作成発行している ④地域や集落の伝統行事、祭りの主催者として参加している ⑤地域の文化芸能、芸術振興に資する活動を行っている ⑥市が主体となる多文化共生事業に2年以上携わっている などといった地域に貢献する外国人を増やすことが、外国人集住都市として重要と考える。そこで市としては、地域に住み親しむ定住外国人や永住外国人を増やす施策を打ち出すとともに、上記に示した地域に貢献する外国人を『外国人メディエーター』として市が位置付けて、その育成を行っていきたい。なお、この外国人メディエーターは、上記の地域貢献の実績のほかに、日系外国人であること、独立生計を営むに足りる資産を有すること、日本語能力を有する（（財）日本国際教育支援協会の実施する日本語能力試験で2級以上の認定者である）ことを要件とする。 これらの要件を満たす外国人メディエーターの永住許可について、現行法上における永住許可要件である本邦での在留期間10年以上を5年以上に短縮する特例措置を提案するもの。	C	Ⅳ	「永住者」については、特定の地域に限定して在留を認めるものではないことから、制度上、特区として対応することは適当ではない。 なお、ご要望においては、「日系外国人であること」を特区での永住許可の要件の一つとすることを提案されているが、「日系外国人」の多くは在留資格「定住者」に該当するところ、「永住許可に関するガイドライン」で公表しているとおり、「定住者」の在留資格で在留している者については、「原則10年在留に関する特例」として、「『定住者』の在留資格で5年以上継続して本邦に在留していること」と、既に永住許可の基準を緩和している。	確認であるが、提案主体の想定している日系外国人は、現行の制度上、在留資格「定住者」に該当し、現行の制度下で、永住権取得に係る必要在留年数は5年間であると解してよいか確認されたい。		C	Ⅳ	前回回答のとおり、「日系外国人」の多くは在留資格「定住者」に該当するところ、「永住許可に関するガイドライン」で公表しているとおり、「定住者」の在留資格で在留している者については、「原則10年在留に関する特例」として、「『定住者』の在留資格で5年以上継続して本邦に在留していること」と永住許可の基準を緩和している。	提案主体に確認したところ、事業の対象とする日系外国人は「定住者」の在留資格をもって本邦に在留しているとのことである。そうであるならば、貴省の回答にあるとおり、既に永住許可の基準を緩和していると解してよいか。		D	—	貴見のとおり。前回回答において回答しているとおり、「永住許可に関するガイドライン」で公表しているとおり、「定住者」の在留資格で在留している者については、「原則10年在留に関する特例」として、「『定住者』の在留資格で5年以上継続して本邦に在留していること」と永住許可の基準を緩和している。		1060010	長浜市	滋賀県	警察庁 法務省
050100	IT技術者など高度外国人材の日本企業就労準備研修の実施にかかる在留資格の受領及び更新の手続の円滑化	出入国管理及び難民認定法第2条の2 別表	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これに類似する活動の行うものとして本邦への上陸を希望する者には、在留資格「短期滞在」が許可される。	本市が認定する特定事業者（人材派遣会社等）が、高度外国人材（「技術」在留資格要件該当者）を対象に「日本企業就労準備研修」を実施する場合、特定事業者が経費支弁の身元保証をし、明らかに本人の責に帰すべき事由がなければ、（1）外務省は、特定事業者が発行する上記研修の受講証を有する者には、本邦入国予定日の1月前までに短期滞在ビザを発給し、（2）法務省は、真摯に上記研修を受講したと特定事業者が証する者には、優先審査のうえ、早期に短期滞在の更新をお願いしたい。	全国的にIT技術者が不足する中、地場中小企業では地元大学からの採用が困難化している。結果、「日本語能力・技術力・親和性」を兼備する人材なら国籍は問われないが、日本企業での就労に馴染む人材とするには、現地国での研修だけでは十分でなく、本邦において前記3要素を磨く6カ月程度の就労準備研修をすることが求められている。中国等には世界的に活躍できる水準には至らずとも、本邦大卒者と同等以上の技術レベルを持ち、「技術」在留資格で就労できる人材は豊富におり、自己負担してでも本邦で研修を受けたいとする需要は確実にある。 本研修事業が安定して運営できれば、地場中小企業の人材不足を補うだけではなく、企業誘致にも有益で、アジアのビジネス拠点都市をめざす本市地域経済の活性化に資するだけではなく、ひいては我国のIT技術者不足の解消にも貢献できる。 本研修を事業化するためには、何より安定的に短期滞在ビザが発給されること、及び3カ月短期滞在の更新が認められることが不可欠である。このため、「技術」在留資格の要件を有し、本研修主催者たる特定事業者（人材派遣会社等）が在留中の経費支弁に係る身元保証をした高度人材については、明らかに本人の責に帰すべき事由がない限り、原則として短期滞在ビザの発給と更新を可としていただきたい。	D	—	前回あじさい月間においても回答したとおり、短期間本邦に在留し、人材派遣会社等による日本企業や日本社会への適合のための研修を行う場合、在留資格「短期滞在」での上陸が許可される。ご提案の申請者が在留資格「短期滞在」の更新に当たって、原則許可されるか否かについては，あくまで個別の事情を審査し許否判断するものであり、事前に在留期間の更新を約束できるものではないことから、本特区提案の検討の場では回答することは適当でない。	貴省の回答によれば、「あくまで個別の事情を審査し許否判断するものであり、事前に在留期間の更新を約束できるものではない」とのことであるが、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	在留資格更新の許否判断は、個別事情を審査して行われることは承知していますが、民間事業として実施する上では安定性が不可欠です。このため、明らかに個人の責に帰すべき個人情報（犯罪歴等）の審査以外の部分については、貴省とも協議した運用ルールの明確化が必要です（ルールに則した手続での不許可は、「個人の責」と明言できるようにする）。 ポイントとなる受講生の評価に関しては、特定事業者に作成を求める評価様式（出席日数、日本語能力・研修内容の修得度・生活態度を柱とする評価書）を基に、在留資格の更新手続前に本市が確認を行います。協議したルールに則した手続の場合、「個人の責」事由がない限り、更新可を希望します。	C	Ⅳ	前回回答したとおり、短期間本邦に在留し、人材派遣会社等による日本企業や日本社会への適合のための研修を行う場合、在留資格「短期滞在」での上陸が許可される。しかし、あくまでも「短期滞在」は短期間の本邦滞在を目的とする外国人に許可されるものであり、個別の事情を審査した上で、更新を許可することが適当であると認めるに足りる相当の理由があるときに限り、在留期間の更新が許可されるものであることから、一定の外国人に対して一律に事前に更新許可を約束するような運用ルールを設けることは、在留資格「短期滞在」の趣旨に照らし、困難である。	貴省の回答から、在留資格の更新の許否判断は個別の審査が必要であるということはいたしかたないと考えるが、提案主体が実施する就労準備研修についても、要件を満たしていれば「短期滞在」の在留資格により在留が可能か回答されたい。 併せて、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	本件は、日本企業におけるIT人材確保難の緩和を旨とすることから、研修の一環としてインターンシップ等を行い、就業先が内定したら在留資格「短期滞在」を「技術」に変更することを想定している。貴省回答のように、人材派遣会社等による日本企業や日本社会への適合研修の場合、「短期滞在」での上陸が許可されるのであれば、人材派遣会社等が同研修の一環（後期研修）として行う、実践力向上及び雇用のミスマッチ回避のための諸プログラム（IT関連企業等と本人の面談会、インターンシップ等）参加のための在留も、「更新を許可することが適当であると認めるに足る相当の理由」があれば短期滞在の上陸許可が得られると解してよろしいか。	D	—	前回回答したとおり、短期間本邦に在留し、人材派遣会社等による日本企業や日本社会への適合のための研修を行う場合、在留資格「短期滞在」での上陸が許可されるが、提案主体からの意見にある「後期研修」については、個別案件として許否判断をし、「更新を許可することが適当であると認めるに足る相当の理由」があれば更新が許可される。 また、「再々検討要請」欄にある提案主体が実施する就労準備研修についても、同様である。		1084010	福岡市	福岡県	警察庁 法務省 外務省

管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理番号 提案事項	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
050110	再入国許可の有効期間の延長	出入国管理及び難民認定法第26条	法務大臣は、再入国の許可（数次再入国の許可を含む。）を与える場合には、当該許可が効力を生ずるものとされた日から三年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとされている。	再入国許可申請の有効期間は通常3年であるが、外国人研究者の場合、在留期間が最大5年に延長されていることから、「再入国許可の有効期間の延長」を可能とする。	世界最大の大型放射光施設SPring-8を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かし、これまで外国人研究者の受入れ促進を図ってきた。 これら外国人研究者は、来日した後であっても、研究内容によっては海外の研究機関や学会等への出張、送出し国への一時帰国の機会が多く、その都度、地方入国管理局に申請して許可を得る必要があることで、高度人材の円滑な移動を妨げている。当該許可は、数次使用のものであっても有効期間が最大3年であり、最大5年の在留期間を利用して来日している研究者については、再申請を行わなければならない。 再申請にあたっては、いまだ対面申請・対面受領を基本としており、播磨科学公園都市から遠方まで出向かなければならないこと、混雑時には手続きに著しい時間を要すること、またその都度相応の手数料が発生することなどもあり、研究者の負担となっている。 よって、負担軽減のため、「特定研究活動」で在留している特区内研究者については、再入国許可有効期間の上限を、在留期間にあわせた5年にすることを求める。 また、「科学技術の振興及び成果の社会への還元に向けた制度改革について（H18.12.25総合科学技術会議）」において検討すべきとされている郵送・電子手続きに関し、再入国許可申請についても可能となるよう早期導入を求めるとともに、「規制改革推進のための3か年計画」を踏まえた再入国許可制度の見直しの中でも、本県提案内容についてご検討いただきたい。	C	Ⅰ	前回あじさい月間においても回答したとおり、特定研究活動等に従事するいわゆる高度人材の再入国許可制度の見直しについては、「規制改革推進のための3か年計画（平成19年6月22日閣議決定）」を踏まえ、新たな在留管理制度の構築を前提として、諸外国における高度人材向けの処遇の在り方や在留資格毎の特性なども踏まえつつ、平成19年度検討、結論し、遅くとも新たな在留管理制度の構築に係る関係法令の施行までに措置することとしている。 また、「科学技術の振興及び成果の社会への還元に向けた制度改革について（平成18年12月25日総合科学技術会議）」において、「研究者の在留資格に係る手続の簡素化」として、在留資格変更等の手続に関して、事務手続の迅速化の方策として、郵送手続の導入、さらには電子申請への移行についても検討すべきとされ、平成20年度に結論を得ることとされているが、これについても、現在、検討中である。	右記提案主体の意見につき回答されたい。 併せて、「再入国許可制度の見直し」についても、これまでの検討内容・検討状況及び今後の検討内容等について示されたい。	「科学技術の振興及び成果の社会への還元に向けた制度改革について」において検討すべきとされている郵送手続・電子申請の導入が実現すれば、再入国許可の再申請に係る対面申請・対面受領による弊害は幾分緩和されると考える。平成18年度から検討がなされている内容、進捗状況等につき、若干なりとも具体的なところをご教示いただきたい。	C	Ⅰ	前回回答のとおり、現在、検討作業を行っているところであるが、現時点では、その具体的内容や進捗状況等についてはお答えできない。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	再入国許可の有効期間を在留期間にあわせて最大5年に延長することを求めるが、それが不可能な場合であっても、少なくとも郵送手続・電子申請の導入をご検討いただき、遠方へ出向く手間、混雑時の待ち時間の負担が軽減されるよう措置願いたい。	C	Ⅰ	前回回答のとおり、現在、検討作業を行っているところであるが、現時点では、その具体的内容等についてはお答えできない。		1122030	兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町	兵庫県	法務省
050120	「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人親への長期在留資格の付与	出入国管理及び難民認定法第2条の2 別表	出入国管理及び難民認定法別表第一の一から五の表の上欄の在留資格（外交、公用、短期滞在、家族滞在を除き、特定活動にあっては、イ又はロに該当するものに限る。）をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動を行うものについては、在留資格「家族滞在」又は「特定活動」をもって在留を許可している。	資本金5億円以上の本社設置外資系企業に在籍し、在留資格「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」を有する外国人の親の活動を、在留資格「特定活動」に追加する。	兵庫・神戸は、開港以来、国際都市として発展してきた歴史を有し、外国・外資系企業の経済活動が活発で、世界的な外資系企業が本社を設置している。これら大企業は地域経済の活性化に大きく寄与しており、その外国人経営者や社員は当地域において必要不可欠な人材である。高度人材の親の在留が認められたことを踏まえ、当地域にとって同程度に重要な人材である外国人企業関係者が親の問題で入国が困難になったり、在留できなくなることがないよう、親の活動を「特定活動」に加えることを求めるもの。	C	Ⅰ Ⅲ	前回あじさい月間で回答したとおり、本要望は、実質的に在留資格「家族滞在」の範囲拡大を求めるものであるところ、当該措置の実施は、長期滞在、定住化を進めることとなるため、政府として移民の受入れ政策をとっていない以上、家族滞在の範囲を拡大して受入れを行うことはできない。 また、「特定研究活動等の対象となる外国人研究者」等、いわゆる高度人材の親については在留を認めている（平成19年3月23日、特定活動告示改正）が、今後は、告示改正後に入国した外国人親の在留状況等を慎重に見守っていくこととしており、現時点でこれ以上の外国人親の範囲を拡大することは時期尚早である。 なお、本国において他に身寄りがなく扶養を受けなければ生活できない者や高齢、病気治療等特別な事情が認められる者の場合は、現在も個別の判断により在留を認めているところである。	右記提案主体の意見につき回答されたい。 また、貴省の回答によれば、「今後は、告示改正後に入国した外国人親の在留状況等を慎重に見守っていくこととしており、現時点でこれ以上の外国人親の範囲を拡大することは時期尚早である。」とのことであるが、今後、外国人の親の在留を拡大することについて、どのようなスケジュールで検討されるのか示されたい。	現状、高度人材の親の在留状況を見守っている段階とのことであるが、一定期間を経た後にその在留状況を検証した結果として、他の在留資格をもつ外国人親への範囲拡大を将来的に検討される余地があるのかご意見をお聞きしたい。	C	Ⅰ Ⅲ	前回回答したとおり、「特定研究活動等の対象となる外国人研究者」等、いわゆる高度人材の親については在留を認めており、今後は、告示改正後に入国した外国人親の在留状況等を慎重に見守っていくこととしているところ、将来的な検討スケジュール等について、現時点でお答えすることはできない。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	政府におかれては、「規制改革推進のための3か年計画」を踏まえ、「外国人の在留管理のあり方」について検討を進めるなか、「投資・経営」等の在留資格を有する外国人の在留期間の伸長について、今後検討されることとなっている。このような中、外国人親の長期在留資格の付与については、現状、高度人材親の在留状況等を慎重に見守ることとなっているが、これについての検証や対象拡大の必要性の有無等についても、上記「外国人の在留管理のあり方」の検討の一環として、ご検討いただきたい。	C	Ⅰ Ⅲ	前回回答したとおり、「特定研究活動等の対象となる外国人研究者」等、いわゆる高度人材の親については在留を認めており、今後は、告示改正後に入国した外国人親の在留状況等を把握し、見直しの是非を含め、検討することとしているところ、将来的な検討スケジュール等について、現時点でお答えすることはできない。 また、いわゆる「在留管理制度の見直し」を検討するにあたっては、提案主体のいう「外国人親の長期在留資格の付与」については検討の対象外である。		1093100	兵庫県	兵庫県	警察庁 法務省
050130	島おこしのための外国人の在留資格の拡大	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動が該当し、現行上は、外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機等の操縦者、貴金属等の加工職人等が当該在留資格に該当する。	外国人の在留について「技能」の資格で在留するものが本邦でできる活動に「国内で生産が困難になった製品の製造」も含める。	・実施内容 離島での地域活性化を図るひとつの手段として，石材産業に使われていた廃工場や廃倉庫を使って，中国から靴縫製の職人100人を招致し皮革靴の国内生産工場を立ち上げる。それにより国外に流出した技術の再導入と後継者の育成及び住民の雇用の場創出と商店やサービス業の活性化を図る。 ・提案理由 皮革靴完成品を輸入する場合大変高額な関税がかかるため，日本の皮革靴メーカーのほとんどはアッパー部を海外生産し，国内で完成品としています。そのため国内では靴縫製職人の後継者が育たず，また現在の職人も高齢化がすすみ国内で皮革靴を生産することは難しくなっています。 一方で，離島では運送コストがかさむため，産業が根づきにくいという地理的条件があります。笠岡諸島（有人七島。人口約2，700人）ではかつて石材産業で栄えていましたが，外国産の石材に押され衰退し，人口減少が続き，高齢化率も60%に近くなっており，生活に必要な機能の喪失や地域の維持管理上でも問題が発生し始めています。10年ほど前からこうした状況をどうにかしたいと島の住民が島おこしの組織を設立し，医療福祉や観光開発，特産品開発，移住対策などを手がけ，昨年NPO法人格を取得し活発に活動しています。とはいえ，小規模な事業所を設置し事業を行っても住民のニーズに応えることはできますが，島の置かれている状況を大きく転換するには力不足といわざるをえません。産業おこしが今の島の活性化にとって必要不可欠となっています。 国外に流出した技術の再導入を図りたい皮革靴メーカーと産業おこしを望む島の住民団体がつながり，プロジェクトの実現に向けて協働しています。	C	Ⅲ	在留資格「技能」は、産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動を行う外国人に付与されるものであり、外国に特有な産業分野に係る技能を有する外国人や技能者が本邦において少数しか存在しない産業分野に係る技能を有する外国人として、外国料理の調理師やスポーツ指導者等が当該在留資格をもって上陸許可されているところ、本件要望の皮革靴の製造分野がこれらに該当するものとは考えられない。また、外国人労働者の受入れ拡大に係る要望であるため、我が国の産業及び国民生活に与える影響等を勘案する必要があり、当省のみでは判断できない。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。 また、以下の項目について、それぞれ回答されたい。 ①貴省の回答にある、「外国に特有な産業分野に係る技能」や「技能者が本邦において少数しか存在しない産業分野に係る技能」について、それぞれ、具体的にどのような技能が該当しているのか、実例を示されたい。 ②「外国に特有な産業分野に係る技能」や「技能者が本邦において少数しか存在しない産業分野に係る技能」に該当するか否かの基準はどのようなものか。 ③靴の製造に係る技能について、在留資格「技能」に該当している実例はあるのか。 ④靴の製造に係る技能について、どのような基準を満たせば在留資格「技能」に該当すると想定されるか。	革靴の製造工程は，パターン（型）を作成→革を裁断→縫製（ここまでをアッパー部）→中底をつける→本底をつけるという行程を経て完成品となりますが，現在日本ではアッパー部を中国で作ったものを輸入して完成品にしているメーカーがほとんどで，全工程を日本で生産できるのは全生産数の5%ほどです。それだけ日本人の革靴職人が少なく，後継者はさらに少数という状況です。国内で全行程を手がけることにより，クレーム（多くはアッパー部へのもの）への対応が容易になり，また物づくりにおける微妙なニュアンスを外国人に伝えるのは困難でもあり，日本人職人による手縫い革靴の生産を再び国内で産業として復活させたいと考えております。	C	Ⅲ	前回回答のとおり、在留資格「技能」は、産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動を行う外国人に付与されるものであり、外国に特有な産業分野に係る技能を有する外国人や技能者が本邦において少数しか存在しない産業分野に係る技能を有する外国人に許可されているところ、本件要望の皮革靴の製造分野がこれらに該当するものとは考えられない。 なお、「技能」が許可されている実例としては、外国料理の調理人、ペルシャ絨毯の加工、動物の調教師等が挙げられる。	提案主体は、中国の皮革靴職人を招聘し、日本人に技術を伝達することで、海外に流出した技術の再導入を図ろうと考えているところであるが、貴省の回答にあるとおり、皮革靴の製造分野が在留資格「技能」に該当しないということであれば、「短期滞在」や「企業内転勤」、「投資・経営」を含め、「技能」以外の他の在留資格により、提案主体の事業内容を実現できないか検討し、回答されたい。 併せて、今後、提案主体から外国人の在留資格に係る相談等があった場合は、助言を行うなど必要な協力を賜りたい。		C	Ⅲ	提案主体からのご要望にある皮革靴の製造を目的とした活動を行うのであれば、再々検討要請でのご指摘にある在留資格「企業内転勤」や「投資・経営」を含め、「技能」やそれ以外の就労を目的とする在留資格で規定する活動には該当しないと考えられる。 なお、例えば、外国から皮革靴の製造等に関する職人等を「講師」として招聘し、セミナー等において技術を伝達してもらう場合は、在留資格「短期滞在」での上陸許可も考えられる。ただし、その場合は、報酬を受ける活動は認められないことに留意されたい。こうした点について、今後、提案主体が外国人の在留資格等について相談される場合は、直接、最寄りの地方入国管理局に御連絡されたい。		1101010	特定非営利活動法人かさおか島づくり海社	岡山県	法務省 厚生労働省
050140	在留資格「人文知識・国際業務」の必要な知識に係る科目専攻要件の撤廃	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	申請人が人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受け又は従事しようとする業務について十年以上の実務経験（大学、高等専門学校高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該知識に係る科目を専攻した期間を含む。）により、当該知識を習得していることが必要	「人文知識・国際業務」の在留資格認定基準の1つである「従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業する」ことの業務必要知識の専攻要件を緩和し、大学を卒業すれば、日本人の就職と同様に、一般事務、営業、企画業務等に就労することを認める。	優秀な外国人が姫路に留学、就職することにより、姫路地域における活性化を図る。 具体的には、現状においては学歴要件により専攻課程修了後の留学生に在留資格が付与されず、日本で就職できないケースも少なくない。運用として『専攻科目の内容と従事しようとする業務に関連性が認められれば』在留資格を許可されるとのことであるが、どのような場合に関連性を認められるのか明確ではないため、企業としても優秀な人材の採用機会を逸することにもなりかねない。 姫路獨協大学留学生が卒業後姫路で就職する場合に、通訳業務、貿易業務に捕らわれず、一般事務、営業、企画業務等の職種の就労を認めることにより、就職の機会が増大することになる。日本で就職を希望する留学生が、当大学への入学を希望することにつながり、また、その留学生が姫路商工会議所会員企業に就職することが期待できるため、優秀な人材を姫路地域に招聘できることとなる。 また、人口減少が必至となる日本において、将来、外国人受入れを拡大する場合のモデルケースとなる。 提案理由： 単純労働者とは専門知識や技術を有しない労働者とされているが、留学生は4年間の高等教育により専攻科目の知識を修得し、留学生活における様々な経験から得た知識を身に付けており、総合的に見て「専門知識」と有する者と考える。 また、日本人労働者との競合・代替の問題、労働条件面への悪影響等については、単純労働者の受入れに起因するものなので、単純労働に従事することがなければ問題は発生しないと考える。更に、就職先の企業を姫路商工会議所会員企業に限定し採用職種や就職後の就業状況を確認することでも、単純労働への従事が防止できる。	C	Ⅲ	前回あじさい月間でも回答したとおり、我が国は、政府の方針として、専門的、技術的分野における外国人労働者については積極的に受入れることとし、いわゆる単純労働者については受入れを認めていないが、在留資格「人文知識・国際業務」に係る基準は、当該外国人が専門的、技術的な知識等を有するか否かを審査するために設けられており、特に、我が国で労働を目的として在留を希望する外国人が、過去に大学等においてどのような専門的知識等を修得したのかを判断する上で学歴要件は必須であり、その撤廃は困難である。 また、運用として、当該外国人が大学等において修得した専攻科目の内容と、本邦において従事しようとする業務に関連性が認められれば、その他の条件に適合していることを条件に、在留資格「人文知識・国際業務」を許可することとしていることは前回あじさい月間で回答したとおりであるが、「規制改革推進のための3か年計画（平成19年6月22日閣議決定）」において、「『技術』、『人文知識・国際業務』の運用の明確化」として、「技術」、「人文知識・国際業務」の在留資格の下で行うことができる業務として、具体的にどのようなものが含まれるかについて、典型的な業務の事例を公表して、申請者の予見可能性を高めるとともに、出入国管理関係法令の運用の明確化及び透明性の向上を図ることについて、平成19年度以降逐次実施することとされている。	右記提案主体の意見につき回答されたい。 また、提案主体の提示している事例について、大学等において修得した専攻科目の内容と、本邦において従事しようとする業務に関連性が認められるか否かについて、貴省の見解を示されたい。	最近の事例では、海外進出希望企業への就職が内定した留学生が、現時点でその企業が海外進出していないという理由で入国管理局より在留資格が得られなかったケースがあるなど、より具体的な業務事例の公表と条件緩和を求められるところであるが、現在の姫路独協大学留学生は、外国語学部日本語学科で一般教養や日本語等を習得し、その分野の就職先を探している。しかしその数は少なく、今、学部を外国語学部から経済情報学部へ変更希望するものも出ている。このような場合、経済情報学部を卒業し、情報系企業へ就職した留学生には就労する職種に制限はあるのかどうかお伺いしたい。	C	Ⅲ	再検討要請にある「より具体的な業務事例の公表と条件緩和」については、前回回答したとおりである。また、ご提示のある事例については、ここで述べられている情報系企業がどのような企業であり、当該留学生が当該企業においてどのような活動を行うのか、また、当該留学生が大学等において修得した内容がどのようなものなのかが不明であるため、一概に回答することは困難である。いずれにしても、個別具体的な案件については最寄りの地方入国管理官署に御相談されたい。			C	Ⅲ			1081010	学校法人獨協学園、姫路獨協大学、姫路商工会議所	兵庫県	法務省 厚生労働省
050150	在留資格「人文知識・国際業務」（うち国際業務）の要件撤廃	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	申請人が外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事しようとする場合は、以下のいずれにも該当することが必要。 ①翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝又は海外取引業務、服飾若しくは室内装飾に係るデザインその他これらに類似する業務に従事すること。 ②従事しようとする業務に関連する業務について3年以上の実務経験を有すること（ただし、大学を卒業した者が翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務に従事する場合は、この限りでない。）。	「特定家族滞在活動」で在留している外国人研究者の配偶者が、母国語を活用して就労するため、「人文知識・国際業務」（うち国際業務）へ在留資格変更を行う際に要求される現行要件（学歴、実務経験年数（3年以上））以外の評価基準の整備を求める。	世界最大の大型放射光施設SPring-8を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かして外国人研究者の受入れ促進を図っている。 現在、当該研究者は長期（最大5年）に渡る研究プロジェクト等で研究活動を行っているため、家族での滞在を希望しているが、長期滞在ゆえ家族自身も積極的な社会活動への参加を望んでいる。家族での滞在がしやすい、より魅力的な研究環境を提供することが、ひいては優秀な人材の集積、新産業創出による地域経済の活性化につながるものと考えているが、現在、「人文知識・国際業務」（うち国際業務）へ在留資格の変更を行う際には、学歴又は実務経験年数（3年以上）が要求されており、母国語の能力を活用した社会参加への道を困難なものにしている。 ついては、現行要件を撤廃して、外国人研究者の配偶者が社会活動へ参加できる道を開いていただきたい。また、単純に現行要件を撤廃することが困難ということであれば、現行要件に代わる別の基準でもってその能力を評価できる体制を国において整備いただきたい（相互認証、国家資格等）。	C	Ⅲ	前回あじさい月間でも回答したとおり、専門的分野における活動を行う知識・経験を有する者か否かを判断するため、実務経験年数要件の撤廃を行うことは困難である。一律に要件を緩和することは、単純労働者の受入れにつながるものでもあることから、政府として外国人労働者受入れに係る基本政策を変更することなく、措置を行うことは困難である。 また、いわゆる国際業務に従事する活動が「人文知識・国際業務」に該当するというためには、単にその者が外国人であるというだけでは足りず、日本国内の文化の中では育てられないような思考又は感受性に基づく一定水準以上の専門的能力を持っていることを必要とし、同水準を担保するため、「3年以上」の実務経験という要件を設けているものであるところ、現段階においては、これと同等の能力を客観的に評価できる国家資格等があるとは承知しておらず、ご提案のような要件の緩和は困難である。 なお、社会の実情等を踏まえ、例えば、相互認証や客観的指標、技術レベルを評価し得る国家資格等を通じ、現状と同等の専門性、技術性が確保されることが広く社会一般において認められていることが具体的に確認されれば、当該国家資格等をもって学歴・実務経験要件を緩和することについて検討が可能となる。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	外国人研究者が家族滞在しやすい魅力的な環境を整えることで、優秀な人材を確保し新産業創出につながる研究を促進して地域経済を活性化させることを目指しており、その一環として研究者配偶者が社会参加できる道を開くことが重要と考えている。 現在、それを困難なものにしているのが「実務経験年数」要件であるが、たとえ当要件を満たしていなくとも、日本文化にはない思考・感受性に基づく一定水準以上の専門的能力を持ち、母国語を活かした就労が可能な人材はあるはずであり、それら人材を発掘する新たな基準づくりをお願いしたい。	C	Ⅲ	前回回答したとおり、いわゆる国際業務に従事する活動が「人文知識・国際業務」に該当するというためには、単にその者が外国人であるというだけでは足りず、日本国内の文化の中では育てられないような思考又は感受性に基づく一定水準以上の専門的能力を持っていることを必要とし、同水準を担保するため、「3年以上」の実務経験という要件を設けているものであるから、ご提案のような要件の緩和は困難である。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	「家族滞在」で来日している外国人であっても、長い日本滞在の間、就労をして社会参加したいと願うのは当然のことであり、また、実務経験がなくとも、一定水準以上の専門的能力を持った優秀な人材はあるはずである。現在、「3年以上」という実務経験年数以外に、「現行要件と同等の専門性等が確保される評価基準があるとは承知していない」とのことであるが、新たな評価体制を整備いただき、実務経験以外の基準でも能力を判断できるようご検討願いたい。 なお、資格外活動許可については、包括的許可が与えられることにはなったものの、週28時間以内の活動という制限もあり、全面的な問題解消にはならないと考える。	C	Ⅲ	これまで回答したとおり、いわゆる国際業務に従事する活動が「人文知識・国際業務」に該当するというためには、単にその者が外国人であるというだけでは足りず、日本国内の文化の中では育てられないような思考又は感受性に基づく一定水準以上の専門的能力を持っていることを必要とし、同水準を担保するため、「3年以上」の実務経験という要件を設けているものであるが、現段階においては、これと同等の能力を客観的に評価できる国家資格等があるとは承知しておらず、ご提案のような要件の緩和は困難であるところ、社会の実情等を踏まえ、例えば、相互認証や客観的指標、技術レベルを評価し得る国家資格等を通じ、現状と同等の専門性、技術性が確保されることが広く社会一般において認められていることが具体的に確認されれば、当該国家資格等をもって学歴・実務経験要件を緩和することについて検討が可能となることは、これまで回答したとおりである。		1122020	兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町	兵庫県	法務省 厚生労働省
050160	「技術」の必要経験年数の緩和	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の技術の在留資格に係る基準の1号の特例を定める件（平成16年法務省告示第363号）	申請人が自然科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受け又は従事しようとする業務について十年以上の実務経験（大学、高等専門学校高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該知識に係る科目を専攻した期間を含む。）により、当該知識を習得していることが必要	現在相互認証されている資格・試験以外の民間ベンダー資格などについても相互認証の対象となるよう、国における考え方及び拡大にむけた整備を求め、新たに対象となった資格等を有する外国人について、在留資格「技術」において要求される実務経験年数を「10年以上」から「4年以上」に緩和する。	兵庫・神戸は、開港以来、国際都市として発展してきた歴史を有し、外国・外資系企業の経済活動が活発で、地域経済を支える大きな柱となっている。このようななか、情報産業等においてIT技術者が不足し、海外から優秀なIT技術者を確保しなければならない状況である。即戦力を求める企業では、技術者を雇用する際に民間ベンダー資格など様々な資格・試験を指標としており、相互認証されている国家資格以外のものも専門分野での能力を確認し得るといえることから、当地域において優秀な人材を幅広く確保するために、現在相互認証されている資格等を拡大し、新たに相互認証の対象となった資格等を有する外国人について、実務経験年数を「10年以上」から「4年以上」に緩和することを求めるもの。	C	Ⅲ	専門的分野における活動を行う知識・経験を有する者か否かを判断するため、在留資格「技術」に係る上陸許可基準に「大学若しくは大卒相当以上の学歴又は10年以上の実務経験」という学歴要件及び実務経験年数要件を設けているところ、平成16年法務省告示第363号（平成16年8月27日施行）により、日本のIT関連資格と相互認証された外国の資格・試験のうち、法務大臣が告示で定めた試験に合格し、又は資格を有している外国人については、情報処理技術に関する専門的・技術的知識等を有していると認められることから、当該学歴要件及び実務経験年数要件に関わりなく入国できることとなっている。法務省においては、ご提案にある「民間ベンダー資格」が、専門性・技術性の点で同等性が確保されていることが広く社会一般に認められるものとして相互認証され得るものか否かは当省所管外であるため判断できないため、情報産業界のベンダー資格認定制度を所管する省庁と相談されたい。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。 また、ベンダー資格については、情報産業界のベンダー資格認定制度を所管する省庁において、相互認証されれば、法務省告示に定めることができると解してよいか。 また、在留資格「技術」の実務経験年数要件の緩和について、右記意見にもあるとおり、提案主体は民間ベンダー資格の取得を例示として提示したものであるため、現在、経済産業省で相互認証されているにもかかわらず、法務省告示に定められていない資格等についても、法務省告示に定めることができないか検討されたい。	多くのIT技術者は、自身の情報技術能力の証明として民間ベンダー資格を取得して企業に雇用されており、同資格は情報産業界において広く認められている現状にあることから、相互認証の対象となるよう検討を要望しているところである。 しかしながら、同資格の相互認証が難しい場合、国家資格・試験が相互認証されているものの法務大臣告示で定められていない国（インド、タイ、台湾、マレーシア、モンゴル）についても告示に追加し、必要経験年数に関わりなく入国できる国が拡大されるよう検討していただきたい。	D	—	相互認証されたIT資格については、所管省庁からの通知を受けてから、関係省庁との協議を経た後に、速やかに法務省告示に定めることとしている。 なお、ご指摘のインドについては、インドIT省の実施するDOEACC制度による資格取得者は、大学卒業と同等以上の教育を受けた者と同等の技術・知識の水準にあるものと承知しており、もともと「技術」に係る基準省令の学歴要件に適合していることから、法務省告示に掲げられていなくとも入国は可能である。また、所管省庁からの通知を受けて、台湾、マレーシアについては法務省告示に定めるよう、現在、パブリックコメントを求めており、作業を進めているところである。			D	—			1093080	兵庫県	兵庫県	法務省 厚生労働省 経済産業省

管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
050170	「企業内転勤」の転勤前関連業務従事要件の緩和	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において1年以上継続して法別表第1の2の表の「技術」の項又は「人文知識・国際業務」の項の下欄に掲げる業務に従事していることが必要	在留資格「企業内転勤」において要求される関連業務経験期間を「1年以上」から「6ヶ月以上」に緩和する。	兵庫・神戸は、開港以来、国際都市として発展してきた歴史を有し、外国・外資系企業の経済活動が活発で、地域経済を支える大きな柱となっている。これらの企業において、事業展開の時機を失することなく人材を確保することが重要であることから、ひょうご・神戸で勤務させることを前提に外国で新たに雇った者のうち、雇用前の別会社において「技術」「人文知識・国際業務（うち人文知識）」分野で3年以上の実務経験を有する者について、転勤前の従事期間を「1年以上」から「6ヶ月以上」に緩和することを求めるもの。	C	Ⅲ	在留資格「企業内転勤」は、企業活動の国際化に対応するため、外国で活躍している職員を、一定期間の「転勤」として、在留資格「技術」又は「人文知識・国際業務」とは異なる簡易な要件の下で受け入れるものであり、、「技術」等の上陸許可基準において規定されている学歴要件や実務経験年数要件が課されていないものであり、これ以上の要件の緩和は困難である。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	転勤前関連業務従事期間を緩和する要件として、転勤前従事期間「6ヶ月以上」に加え、雇用前の別会社で「技術」及び「人文知識・国際業務（うち人文知識）」分野での「3年以上」の実務経験年数を課している。本県が提案するこの要件は、現行の要件に比して条件を単純に緩和するものではないと認識している。 また、中国をはじめとした各国の企業が対日投資を行う場合、ビジネス情勢が目まぐるしく変化するなかで好機を逃さないよう迅速に事業を展開する必要がある。このようななか、兵庫・神戸において、本国からの優秀かつ適切な人材の早期確保が可能となれば、対日投資の促進及び地域経済の活性化を図ることができる。	C	Ⅲ	前回回答のとおり、在留資格「企業内転勤」は、企業活動の国際化に対応するため、外国で活躍している職員を、本来であれば「技術」等の上陸許可基準において規定されている学歴要件や実務経験年数要件を満たさなければ上陸許可されないところを、一定期間の「転勤」として、在留資格「技術」又は「人文知識・国際業務」とは異なる簡易な要件の下で受け入れるものであり、これ以上の要件の緩和は困難である。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	本県が提案している要件は、「雇用前の別会社での3年以上の実務経験」を課しており、単純に現行要件の緩和を要望しているものではなく、両者に差はないものと考える。政府が推進する対日投資の拡大にあたっては、企業活動が円滑に行える環境を整えることが重要であるが、本提案の実現により新たな受け入れ環境が整備されるため、地域経済の発展に資するものとなる。	C	Ⅲ	これまで回答したとおり、在留資格「企業内転勤」は、本来であれば「技術」等の上陸許可基準において規定されている大卒等の学歴要件や10年以上の実務経験年数要件を満たさなければ上陸許可されないところを、一定期間の「転勤」として、在留資格「技術」又は「人文知識・国際業務」とは異なり、学歴要件や実務経験年数要件を問わず、より簡易な要件の下で受け入れるものであるため、これ以上の要件の緩和は困難である。		1093090	兵庫県	兵庫県	法務省 厚生労働省
050180	「まちづくり」を目的とした地域基金の原資としての当せん金付証票の発売の要件緩和	地方財政法第32条 当せん金付証票法第4条 刑法第187条	発売主体は、都道府県及び政令都市となっている。 富くじを発売した者は、2年以下の懲役又は150万円以下の罰金に処する。	「まちづくり」を目的とした地域基金の原資としての当せん金付証票の発売を可能とする為、当せん金付証票法第4条の都道府県や政令指定都市の他、当せん金付証票の発売可能な地域の要件緩和を求める。	地域基金の原資として、鞆の伝統ある「富くじ」を伝統祭事の「お弓神事」をアレンジして復活させ、当選金の支払いは、地域通貨で行う。地域基金使用用途は、①台風、地震、津波等の天災後の復興支援②若者、新規定住者用の住宅取得、改修用低利、無利子貸付③地域産業振興用低利貸付④町並み保存⑤高齢者介護福祉(地域老人への配食サービス、グループホーム、医療介護施設の経営)⑥子育て支援(共稼ぎ夫婦の為の託児サービス、情報誌作成)⑦環境保全、改善、自然との共生(不用品のリサイクル、生ゴミの堆肥化、ゴミ5Rの推進)⑧都会と地方の交流⑨生活支援等(コミュニティバス、タクシーの運行、買い物代行等) 提案理由: 鞆町の伝統的な町並みや港湾施設等が調和した風景は、日本人の心の原風景であり、歴史を将来に渡って体感する、豊かな遺産でもあり、新しい創造へのよすがともなる、有形、無形の現在進行形の歴史的文化財の「ともらしさ」となっている。それと同時に、鞆町は少子高齢化、過疎化、歴史的建造物の老朽化、防災、生活環境整備、産業振興、道路整備、有効土地利用等の多くの問題を抱えている。そこで、江戸時代に行われていた港湾整備等を目的とした「富くじ」を「まちづくり」を目的とした地域基金の原資調達の一つの手段として復活させ、諸問題を解決する資本とする事によって、地域資源をリサイクル、リプレイさせ、その収益を地域に還元させて行く事により地域間格差の是正が可能となる。 代替措置: 本提案の目的は、広く多くの人々に参加していただく地域特性を活かした「まちづくり」を実現する為の地域再生基金原資調達用の懸賞付寄付キャンペーンである。懸賞品は、日本円ではなく毎月10%減価する地域通貨である。今年福山市では、レジ袋の削減、環境美化活動への取組み等、誰でも出来る身近な活動を通じ、環境意識向上と、環境に優しい生活スタイルを目指し、地球環境保全や循環型社会形成を促進する事を目的にマイバッグ等の利用及び環境美化等に協力した人に対し、エコシールを発行した。応募カード(エコシールを貼ったもの)の抽選により賞品が当たる「懸賞付エコキャンペーン」を行った。これと同様である。又、地域文化や伝統を活用した観光事業にも資する行事でもあり、宝くじとは、目的や意義を異にするものである。規制は国民福祉向上の達成手段であり、特区は地域の特性に応じた規制を認める事と理解しております。	E	Ⅰ	宝くじは、地方財政資金を調達し、公共事業等の公益的事業に活用することを目的とするものであり、できるだけ広く一般住民に均てん化できるよう、刑法で禁止されている富くじの例外として、原則として広域的な行政主体である都道府県と指定都市のみにその発売権限を認めてきたもの。 また、市町村が宝くじを発売することについては、上記の宝くじの発売の趣旨や歴史的な経緯も踏まえ様々な検討が行われた結果、現在は、市町村振興宝くじ(サマージャンボ、オータムジャンボ)を発売することとし、その収益の活用方法等については、各県単位で市町村が自ら決定し、市町村のために効率的に活用されているところ。したがって、既に市町村が宝くじを発売するのと同様の結果が得られているもの。 今回のご意見にある「懸賞付寄付キャンペーン」であることと、ご提案の「当せん金付証票の発売主体の拡大」とがどのような関係にあるかが明らかではないのでコメントできない。なお、「富くじ」の発売については刑法において禁じられているところ。			E	Ⅰ				E	Ⅰ		鞆の浦リ・サンライズプラン	1023040	個人	広島県	総務省 法務省
050190	入会権の相続権利確認等に係る事務手続の簡略化	不動産登記法第62条 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律による不動産登記に関する政令第2条・第4条・第5条 （入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第14条第2項・第23条第2項）	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（以下「法」という。）第14条第2項又は同法第23条第2項の規定において，当該土地について必要な登記は，都道府県知事が遅滞なく嘱託しなければならないと定められているところ，登記の嘱託をする場合には，不動産登記法の特例を定めている，入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律による不動産登記に関する政令（以下「令」という。）に規定されている下記の情報を登記所に提供しなければならない。 嘱託情報（令第4条第1項） ・不動産登記令第3条の各号に掲げる事項 ・法第14条第2項又は法第23条第2項の規定により登記を嘱託する旨 ・所有者が登記名義人と同一人でないときは，当該所有者の氏名又は名称及び住所 添付情報（令第5条第1項） ・入会林野整備計画書又は旧慣使用林野整備計画書の内容 ・法第11条第3項又は法22条第4項の規定による公告があったことを証する情報 また，法による不動産登記に関する政令第4条第2項により，不動産登記法第25条第7号の規定の準用が除外されており，嘱託情報の内容である登記義務者の氏名若しくは住所が登記記録と合致しないときであっても却下しないとしている。	共有林野について、入会権者が戦後外国に渡り不明の場合や死亡により相続人が不明の場合等には、現在、入会林野を管理している入会権者の合意をもって、官報で公告するなどして、権利を確定できるようにし登記可能とする。	市内には、明治時代に80名以上で登記された共有林野が数多く存在する。登記を実施しようとした場合、入会権利相続人は2000人以上と推測され、入会権消滅の相続確認事務に多大な労力と時間を要し、現実的に登記ができない状態となっている。 また、「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」に基づき林野整備を実施する場合においては、整備意思確認のため入会権者全員の同意取得が必要となるが、過去において取り組みを実施したものの、長い期間と多額の費用を要し計画を断念した経緯もある。 さらに、これらに該当する筆数は100を超えており、道路改良や森林環境整備などの公共事業による土地の取得などに支障をきたしている状況である。 このようなことから、権利者不明及び相続困難者の権利消滅を容易にし、所有権を確定し登記することを可能とするため、現在、入会林野を管理している入会権者の合意をもって官報掲載で公告するなどにより、入会権者を確定できるようにする、又は整備計画の作成意思の確認及び権利消滅に係る入会権者全員の同意取得を不要とする。	C	Ⅰ	不動産登記の手続において提供を求める情報には，取扱いが困難なものはなく，登記手続によって支障を生じてはいないと考える。	今回の提案内容は、貴省の回答にあるような不動産登記を行う際の手続きの簡素化を求めるものではなく、入会林野整備計画を作成する際に必要となる、入会権者や入会林野に権利を有する者のうち現在は行方不明となっている者の合意や権利放棄の同意を得るための手続きの簡素化を求めるものである。このことについて、民法上の観点から貴省の見解を回答されたい。 また、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	回答は、現行法に基づき入会林野整備計画を策定した場合の、登記手続きについて記載したものである。提案の主旨は、民法で入会権について各地方の慣習に従うとされているが、集落から転出した者が入会権や権利関係を失うという慣習が無かった場合、入会権者からの整備意思の確認作業に多くの労力を要することが想定されるため、現在の入会権者の合意をもって官報で公告するなどして権利確定できないかの検討をお願いしたものであるので再度検討をお願いしたい。また併せて、明認方法として入会地現地に立て看板を設置し告示することにより同意を取得したものとするなどして権利確定できないかの検討をお願いしたい。	C	Ⅰ	提案の趣旨は，入会権者の特定方法に関するものであるが，一般に，入会権者は，入会権を総有するとされているところ，一部の入会権者の合意により他の入会権者の権利を失わせることについては，財産権に対する侵害として憲法第29条第1項に抵触するおそれがある。			C	Ⅰ			1097010	田村市	福島県	法務省 農林水産省
050200	定期建物賃貸借契約において、賃借人に預金義務を課する等特約を用いることの容認	借地借家法第27条，第28条，第30条	賃貸人に解約する権利を留保したとしても，その解約の申入れには，借地借家法第28条の正当事由があると認められる必要がある。	定期建物賃貸借契約に係る賃借料の支払いに付随して、一定金額の貯蓄を特約し、当該特約条項に反する場合、契約不履行による解約理由とすることの容認	保証金等を徴収しないこととの均衡措置として、契約全体としての公平性を評価する。 空き家の所有者が空き家を安心して賃貸借の対象として活用できるよう措置するもの。	C	Ⅰ	解約の申入れには，借地借家法第28条の正当事由があると認められる必要があるところ，提案のように「一定金額の貯蓄を継続するという特約」に違反したことのみをもって解約を認めることは，当事者双方の諸事情を総合的に判断しつつ賃借人の居住の利益を保護しようとする正当事由制度の趣旨に反するため，対応困難である。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	1　回答内容として「賃借人の居住の利益を保護」とありますが、まず「賃借人」となれる人を増やすには貸し手を増やすことが必要と考えます。それがより多く可能となることが、「賃借人」の居住の利益につながるとの判断が定期賃貸借制度の考え方ではないかと考えます。 2　契約に際して、賃借人に預金義務を課する特約（例えば、「賃借人は、本契約に基づき賃借人名義で◎◎銀行に開設する定期積立預金口座に毎月○○円を預け入れるものとする」等）を設けることは、借地借家法に抵触するものではないと解しますが、所管省庁の御見解はどうでしょうか。（解約事由とはしない場合の見解）	C	Ⅰ	1について，正当事由条項の趣旨は既に回答したとおり。 2について，借地借家法上要望事項を規制する規定はない。			C	Ⅰ		南丹田舎すまいるプラン	1100020	個人	京都府	法務省
050201	定期建物賃貸借契約において、賃借人に預金義務を課する等特約を用いることの容認	－	要望事項を規制する法務省所管の法令はない。	造作買取請求権について、買い取るべき価格の上限を定める特約の容認	賃貸価格を低く設定する均衡措置として、賃借人が行った造作を時価で買い取るべきことを請求する権利に対する上限額の設定を行う。 空き家の所有者が空き家を安心して賃貸借の対象として活用できるよう措置するもの。	E	－	提案者は，借地借家法第33条（造作買取請求権）の規定が規制に当たるとしているが，同規定は強行規定ではない（同法第37条参照）。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	田舎の空き家では、上水道の供給区域、下水道の供用区域ではあるが、住人が不在であったことから当該建物の敷地（宅地）まで管渠等が到達しておらず、こうしたサービスを供給するため、主として公道部分で行政が行う工事に対して受益者の負担が必要となる場合がありますが、賃借人がそれを負担した場合、造作買取請求権として扱うことができるかについて、所管省庁の御見解はいかがでしょうか。	E	－	一般に，造作とは，建物に附加された物件で，賃借人の所有に属し，かつ建物の使用に客観的便益を与えるものをいう。個別具体的な事例において造作買取請求権の規定が適用されるか否かについては，回答いたしかねる。			E	－		南丹田舎すまいるプラン	1100020	個人	京都府	法務省
050210	金融機関が契約に基づき預金者の預金情報を指定された者に通知すること及び預金の払い戻しに指定された者の同意を要することとすることの容認	－	要望事項を規制する法務省所管の法令はない。	①賃借人から、預金口座の開設時に次のサービスの提供について依頼があった場合、金融機関は当該依頼の範囲内において実施する賃借人に係る個人情報の提供について、個人情報の保護に関する法律第23条に規定の本人の同意を必要としないこととする。 ・定期建物賃貸借契約に係る一定金額の貯蓄の特約の履行状況を指定された者に通知すること ・定期建物賃貸借契約の終了期の到来の予告をすること ②　定期建物賃貸借契約が有効である間において、預金の払い戻しに指定された者（地縁による団体）の同意を要することとする。	金融機関が協力しやすいように、特区における特例措置として法的根拠を付与するもの。	E	－	要望事項を規制する法務省所管の法令はない。			E	－				E	－		南丹田舎すまいるプラン	1100030	個人	京都府	金融庁 法務省 内閣府